

ふるさと 資料紹介

= ④2 =

古文書にみる
近世庶民のくらし⑩

盗人にも人権

寛政の改革（松平定信の行った幕制改革）は、庶民の生活が改善されるまでには至らず、空腹に耐えかねた野荒しが相変わらず続きました。

そこで、村々は「畑番^{はたばん}」を置きました。犯人は無宿者や乞食^{こじき}もありましたが、大方は村人です。そのため村人以外の者を畑番に当てる所が多く

なりました。しかし、それは必然的に「生所不慥^{ふたぶ}」な者、時には、無宿者に依頼することさえありました。彼らは無抵抗の犯人まで殴ったり蹴^けったりしました。

これに対し、当時の太田代官であった山田東一郎は、「近頃、犯人を打擲^{ちやちや}する（人をぶつこと）番人が増えたとのことと心得違いである。奉行様からも注意があつた。今後そのようなことのないよう嚴重注意せよ」と、配下の庄屋に通知しました。

今回は、次の方々から貴重な資料を寄贈いただきました。ありがとうございました。

（平成六年十一月分）

○龍吐水（手動消火器）など
五点

（渡辺稔さん／川合町）

○昭和二十年当時の新聞（複製）

（小川富雄さん／前平町）

○消火器

（渡辺勝正さん／川合町）

博物館建設のため各種の資料を収集しています。社会教育課文化係（内線三六一）まで情報をお寄せください。

存存... 盗人... 畑番... 寛政の改革... 庶民の生活... 空腹に耐えかねた野荒し... 相変わらず続きました... 畑番... 犯人は無宿者や乞食... 大方は村人です... そのため村人以外の者を畑番に当てる所が多く

山田東一郎

ふるさとの宝ものみつけ!